

豊橋市監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年5月7日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	梅 田 早 苗
同	本 多 洋 之

令和7年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	報告書ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
長寿介護課	7-11	72	意見	<p>【クオカードの受払管理について】 年度末に繰り越し分が存在するから管理するのではなく、金券類を取得した時点で受払管理の対象とすることが求められる。</p>	<p>令和7年度からは、受払簿を整備し、クオカードの取得・配付・残数について記録・管理を行った。あわせて、残数の確認及び年度末における繰越分の有無について、課長による確認を実施した。 令和8年度からは、シニア向けスマホ教室の講師への謝礼としてのクオカードの購入・配付を廃止した。これにより、当該事業における金券類の取扱いは生じないこととなった。 なお、今後、他の事業等において金券類を取り扱う必要が生じた場合には、次の事項を徹底することを課内へ周知した。</p> <p>ア 金券類は取得した時点で速やかに受払簿に記録し、受払管理の対象とすること。 イ 担当者個人に管理を一任せず、複数の職員による確認体制を確保すること。 ウ 年度末には残数の確認を行い、繰越しが生じる場合にはその理由及び保管状況を記録の上、課長の承認を得ること。</p>	R8. 4. 13
長寿介護課	7-11	73	意見	<p>【フレイル検知サービスの周知方法について】 75歳以上でひとり暮らしの元気な方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象としているが、フレイル予防による効果を考慮すると、より積極的に募集を行い、必要な市民に適切なサービスを提供することが期待されるため、市民の興味を引くような周知方法を工夫することが求められる。</p>	<p>当該事業については、令和7年度をもって終了となるが、今回の意見を踏まえ、今後類似の事業を実施する際には以下のとおり周知方法の改善に努める。 まず、ホームページ等で周知を行う際は、リンク先を開かずとも「無料」等の利用者メリットが一目で伝わるよう、記載内容やレイアウトを工夫する。 また、新しい事業に対しては高齢者が受け入れに慎重になる傾向があることを踏まえ、広報誌やホームページでの案内に留まらず、高齢者が多く集まる場での掲示や、直接出向いての個別説明など、より積極的かつ丁寧な周知活動を行う。 これらの取り組みにより、必要な市民へ適切なサービスが行き届き、事業が効果的に実施できるよう努める。</p>	R8. 4. 13
保健医療企画課	7-11	87	意見	<p>【委託料の合理性について】 予防接種委託料はあくまで自費診療であり、参考としての積算であることは理解しているが、保険診療としての診療報酬額は、本来非課税であり、より合理的な積算をするならば、診療報酬相当額については非課税として積算することが望ましいと考える。</p>	<p>予防接種委託料の予定価格は、ワクチン単価に加え、診療報酬と雑費を合算して算出しているが、予防接種の位置づけが保険診療でない以上、その積算項目はあくまで参考である。指摘については理解できるが、当委託業務の目的は役務の提供であり、参考としての積算根拠について課税非課税を考慮することは非効率であるため、現行の積算方法としたいと考えている。</p>	R8. 3. 31
総合老人ホーム	7-11	99	指摘事項	<p>【介護報酬の請求漏れについて】 2024年 9月分として愛知県国民健康保険団体連合会に請求した内、「市町村の認定変更が未決定」として返戻（保留）となっていた48,467円について、翌月以降の請求処理が漏れていた。 請求が可能な期間内に、再請求をする必要がある。</p>	<p>令和7年9月1日に実施された現地監査で監査人からの指摘を受けて、請求処理が漏れていた48,767円について、請求可能期間内（2年以内）である令和7年9月10日に愛知県国民健康保険団体連合会に再請求を行った。今後、同様の不備が起きないように「返戻・月遅れ一覧表」を作成し、毎月の愛知県国民健康保険団体連合会への請求時の起案書類に添付し、課内の複数人で確認することとした。</p>	R8. 4. 2
総合老人ホーム	7-11	99	指摘事項	<p>【預り預金通帳の残高にかかる報告について】 預り金明細書による報告については、報告月の月末日までの入出金情報を掲載するところ、月末日以前に記帳を行った預金通帳をもとに預り金明細書を作成したため、当該記帳日から報告月の月末日までの入出金記録の掲載がもれていたものである。 預り金等については、豊橋市総合老人ホームつづじ荘において適正な管理を行う義務があり、預金通帳の入出金情報の入所者又は家族若しくは身元引受人への報告も当該管理の一環であるといえる。このため、入出金額の多寡にかかわらず網羅的な報告が必要と考えられる。</p>	<p>令和7年10月の報告分より、預り金明細書の記載漏れがないよう、報告すべき期間が経過した翌月に通帳記帳を行ったうえで、預り金明細書を作成して報告を行うこととした。</p>	R8. 4. 2

令和7年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	報告書ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
総合老人ホーム	7-11	100	意見	<p>【介護報酬返戻の管理について】</p> <p>返戻等の再請求が必要な情報を一覧表により管理し、次月以降の愛知県国民健康保険団体連合会への請求時に資料として添付するなど、請求漏れがないように管理する方法を採用することが求められる。</p>	<p>請求漏れを未然に防止するため、令和7年9月9日に返戻等の再請求が必要な情報を一元的に管理する資料として「返戻・月遅れ一覧表」を作成し、毎月の愛知県国民健康保険団体連合会への請求時の起案書類に添付し、課内の複数人で確認することとした。</p>	R8. 4. 2

令和6年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	報告書ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
こども保健課	6-16	70	指摘事項	<p>【事業の効果検証について】</p> <p>性と健康の相談センター事業（相談）について、事業の周知方法や使い勝手等、事業の実施体制に改善の余地がないかを確認し、事業の効果を検証すべきであると考えます。</p>	<p>性と健康の相談センター事業（相談）の周知方法や実施体制について、令和7年2月に課内で事業効果話し合い、その結果をもとに令和7年度からの事業実施に向けて令和7年3月にホームページ修正やチラシ作成を行うなど事業を改善した。</p> <p>また、相談体制の充実のため、令和7年10月に医療機関等の関係機関に対し、流産死産等を経験された方へのグリーフケアに関するアンケート調査を実施し、医療機関等におけるグリーフケアの現状を整理し、結果を課内にて共有した。アンケート結果を踏まえ、令和8年度は関係機関との連携やホームページの修正等により相談窓口の周知を強化していく。</p>	R8.3.30
こども保健課	6-16	71	指摘事項	<p>【事業の効果検証について】</p> <p>産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）について、事業の周知方法や使い勝手等、事業の実施体制に改善の余地がないかを確認し、事業の効果を検証すべきであると考えます。</p>	<p>産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）の周知方法や実施体制について、令和7年2月に課内で事業効果話し合いを行った。</p> <p>その結果、事業の周知方法や実施体制の充実のため、令和7年4月以降から本事業に利用者に対しアンケート調査を実施し、結果を課内にて共有した。アンケートでは「早い時期から利用すればよかった」などの意見があり、妊娠期からできる具体的な支援内容などの周知が不足していると考えられるため、令和8年度は妊娠中からの積極的な利用について周知を強化していく。</p>	R8.3.30
生涯学習課	6-16	73	指摘事項	<p>【事業の見直しについて】</p> <p>思春期家庭教育講座について、計画に対する実績を比較し、本当に必要な事業であるか、また必要な事業であるならば、事業の周知方法や実施体制に改善の余地がないかを検討すべきであると考えます。</p>	<p>事業の周知方法や実施体制について、改善の余地がないか検討を進めたが、中学校が主催して講演会等を開催することは多忙化している学校現場においては困難であるため、令和8年度より事業の廃止を行う。ただし、悩みや不安を持つ保護者に対し、子育てに関する講座を実施することは、家庭教育力の向上を図るうえでは重要であると考え、別の事業において充足させていくことを検討していく。</p>	R8.3.30
こども保健課	6-16	80	意見	<p>【委託料の金額検討について】</p> <p>産後ケア事業について、定期的に、委託料の金額の妥当性を検討する必要があると考えます。</p>	<p>産後ケア事業の委託料の金額の妥当性について検討するため、令和7年2月に産後ケア事業の実績がある事業者に対して聞き取りを行い、委託料の今後の方向性について課内で話し合いを行った。</p> <p>さらに、令和7年4月以降、他都市の状況を把握し、事業者への聞き取り結果とあわせ、課内で検討した結果、委託料の金額を一部変更することとし、令和8年度予算に反映させた。（金額の妥当性を検討した際の資料についても予算関連資料とあわせて保管。）</p>	R8.3.30
こども保健課	6-16	81	意見	<p>【アンケートの実施について】</p> <p>産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）について、アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考えます。</p>	<p>産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）の周知方法や実施体制について、令和7年2月に課内で事業効果話し合いを行った。</p> <p>その結果、事業の周知方法や実施体制の充実のため、令和7年4月以降から本事業に利用者に対しアンケート調査を実施し、結果を課内にて共有した。アンケートでは「早い時期から利用すればよかった」などの意見があり、妊娠期からできる具体的な支援内容などの周知が不足していると考えられるため、令和8年度は妊娠中からの積極的な利用について周知を強化していく。</p>	R8.3.30
地域教育推進室 （生涯学習課）	6-16	90	意見	<p>【事業効果の検証について】</p> <p>のびるんdeスクールの活動成果について、実際の利用児童数又は利用延べ人数を用いることが望ましいと考えます。</p>	<p>今後子どもの数が減少することや、のびるんdeスクール事業の実施日が減減する可能性があることをふまえ、令和7年3月12日課内打合せにて、第6次豊橋市総合計画後期からは、活動成果の指標を利用者の満足度に改めることとした。なお、主要施策成果報告書の指標において延べ参加者数（利用延べ人数）として事業効果を検証している。</p>	R8.3.30

令和6年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	報告書ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
地域教育推進室 （生涯学習課）	6-16	91	意見	【管理運営業務委託料の予算配分について】 のびるんdeスクールの管理運営業務委託料について、各校の実際の利用規模に応じた支給がなされることが望ましい。	のびるんdeスクール管理運営業務委託料について、従来は当該年度の各小学校児童数で按分していた。令和7年度の支給分（令和7年5月15日支払い）より、令和6年度の参加実数の平均値に基づいて支給するように改めた。	R8.3.30
地域教育推進室 （生涯学習課）	6-16	92	指摘事項	【サポート業務の人員配置について】 のびるんdeスクールの運営について、管理運営業務委託料及びサポート人員それぞれの予算配分を別個に検討するだけでなく、両者を総合したうえで運営の適切性を検討する必要があると考える。	のびるんdeスクールにおけるサポート業務の人員配置については、利用規模（利用児童数）だけでなく、自主学习場所が各クラスで実施するのにかか所にまとめて行うのか、活動終了後に学校敷地内にある公営児童クラブへ引率していくかなど、サポートスタッフの動線も考慮したうえで配置している。令和7年度（令和7年5月1日契約分）より、令和6年度の参加実数の平均値及びスタッフの動線を考慮したうえで決定するよう改めた。	R8.3.30
地域教育推進室 （生涯学習課）	6-16	93	意見	【正確な振込先口座情報の入手について】 民営児童クラブ利用料助成について、申請に当たり正確な口座情報を入手するなど、追加的な経費及び事務負担をなくすよう努力することが業務効率化の観点から望ましい。	令和7年度後期分の申請（令和8年3月申請）より、助成金振込先の口座情報が分かる通帳の写し等の添付を義務付け、その旨をリーフレットやホームページに記載し、正確な口座情報の入手をできるよう改めた。	R8.3.30
地域教育推進室 （生涯学習課）	6-16	94	意見	【振込データの作成誤りについて】 民営児童クラブ利用料助成の振り込みデータについて、入力されたデータに対し、本人または第三者による事後的なチェックがなされることが望ましい。また、様式の記載についても変更を検討するのが望ましいと考える。	入力後のデータについて、入力者本人及び担当グループの別の職員による読み合わせを行い、事後的なチェックに努める。また、申請書様式の金融機関種別の取り違えに関して、データ入力者による誤入力や、申請者による誤記入を防止するため、令和7年4月1日付で「信組」および「信金」の略称表記をそれぞれ「信用組合」、「信用金庫」と改める様式を改めた	R8.3.30
地域教育推進室 （生涯学習課）	6-16	95	意見	【助成金申請書（算出内訳表）について】 放課後児童健全育成事業補助金について、制度変更があった場合、変更前後で助成金額が大きく変わることもありうるため、交付決定に際して申請様式は、常に最新様式であるかどうかまで確認を徹底するのが望ましいと考える。	令和7年4月の当年度交付申請様式の送付時のメール本文や、令和8年2月に行った、交付申請者が出席する代表者会での口頭説明において、必ず最新様式を使用するよう周知した。さらに、来年度以降の交付申請様式の送付時には、文書配付にて周知を行う予定である。また、交付決定における審査では、最新の様式を使用した申請であるかどうか、複数の担当職員によって確認を行う。	R8.3.30
美術博物館	6-16	96	指摘事項	【補助金の使用方法について】 二川宿本陣まつり開催実行補助金について、まつり終了後にはがきや切手を購入しているが、翌年度の補助金で改めて購入すべきであると考え。また、はがきや切手の受払台帳を整備し現物管理するとともに、所管課としても管理状況を確認すべきであると考え。	まつり終了後に購入したはがきや切手は、補助事業の期間内で、まつり終了後に開催する会議の案内やアンケート依頼のために使用したものであったと令和5年11月実績報告書等にて確認している。 また、二川宿本陣まつり開催実行委員会がはがきや切手の受払台帳を令和7年4月に整備し、現物の出納管理を行うとともに、所管課として管理状況の確認ができるよう改めた。	R8.3.31
美術博物館	6-16	97	指摘事項	【予算執行の区分について】 「ブルターニュの光と風」展覧会について、支出時の予算執行の区分としては、「負担金」ではなく、「委託料」が適切であったと考える。	令和6年11月、課内で検討、財政課との協議をした結果、同様な事例については今後委託料とすることとし、令和7年度開催の「つくる展 TASKOファクトリーのひらめきをかたち」及び「風と光のアート 鈴木英人の世界展」については「委託料」で予算化し、「委託料」で予算執行（支出）した。	R8.3.31
美術博物館	6-16	98	指摘事項	【相手先業者の選定方法について】 「ブルターニュの光と風」展覧会について、少なくとも一者随意契約依頼書の作成及び決裁は必要であったと考える。	令和7年度開催の「つくる展 TASKOファクトリーのひらめきをかたち」及び「風と光のアート 鈴木英人の世界展」において、相手先業者の選定にあたり「一者随意契約案件等に係る審査依頼書」の作成及び決裁を行い、契約検査課に提出し、審査を受けた。その結果を基に相手先業者と契約した。 今後も同様な事例については、「一者随意契約案件等に係る審査依頼書」の作成及び決裁を行い、契約検査課に提出し、審査を受けることとした。	R8.3.31

令和6年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	報告書ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
美術博物館	6-16	100	指摘事項	<p>【支出金額の妥当性について】 「ブルターニュの光と風」展覧会について、契約前に、他の自治体等の情報の有無を確認し、作成した資料を回付して、所管課として支出額の妥当性を検討すべきであったと考える。</p>	<p>指摘を踏まえ、令和7年度開催の巡回展「つくる展 TASKOファクトリーのひらめきをかたち」の支出金額の妥当性について、契約前に、他の自治体等の情報の有無を確認し、作成した資料をもとに、館内で検討を行った上で、契約した。 今後も同様な事例については、契約前に、他の自治体等の情報の有無を確認し、作成した資料をもとに、支出金額について館内で検討を行うこととした。</p>	R8. 3. 31
美術博物館	6-16	100	指摘事項	<p>【購入価格の妥当性について】 「ブルターニュの光と風」展覧会の図録について、契約前に、他の自治体等の情報を入手し、作成した資料を回付して、所管課として購入価格の妥当性を検討すべきであったと考える。</p>	<p>今後は巡回展における共通の図録について、契約前に、他の自治体等の情報を入手し、作成した資料を館内で回付して、購入価格の妥当性についての検討をするよう令和7年3月館内各グループ会議で職員に周知を行った。</p>	R8. 3. 31
美術博物館	6-16	101	意見	<p>【ホームページへのミュージアムグッズの掲載について】 購入したミュージアムグッズがホームページで紹介されておらず、ページは10年以上更新されていなかった。市民に適時に情報提供することが望ましいと考える。</p>	<p>指摘を受け、令和7年2月18日に購入したミュージアムグッズをホームページで紹介し、情報提供を行った。また、令和7年3月館内各グループ会議においてホームページについて適宜更新（管理）するよう職員に周知した。</p>	R8. 3. 31
美術博物館	6-16	102	意見	<p>【ホームページの適時更新について】 美術博物館のホームページについて、施設概要のページに加え、他のページも合わせて、改めてホームページを見直し、市民に適時に情報提供することが望ましいと考える。</p>	<p>指摘を受け、令和7年2月18日に美術博物館のホームページの施設概要・沿革については追加記載し、情報提供を行った。 また、令和7年3月館内各グループ会議においてホームページについて適宜更新（管理）するよう職員に周知した。</p>	R8. 3. 31

令和4年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	報告書ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
スポーツ課 （「スポーツのまち」づくり課）	4-16	77	意見	総合スポーツ公園内の案内板に、サッカー場が明記されていないため、追加で明記されることが望まれる。	令和8年2月、総合スポーツ公園内の案内板にサッカー場を明記した。	R8.3.24
農業企画課	4-16	99	意見	Tomateの休館日について、実際の運用と整合するようにパンフレットなどへ記載することを検討することが望まれる。	令和6年2月より、豊橋市地域振興施設条例施行規則を改正し、1月1日を休館日とした。このことによりホームページ等では1月1日休館日と掲示している。また、パンフレットについては他の変更も反映した新たなパンフレットを指定管理者により令和6年3月に作成した。	R8.3.12
農業企画課	4-16	108	意見	財務指標分析より、株式会社道の駅とよはしでは、資金が過剰に貯蓄されていることが推察されることから、今後の更なる経営拡大、売上増加のために設備投資等の資金運用を検討することを豊橋市から働きかけることが望まれる。	令和5年2月に株式会社道の駅とよはしに対して要望を行った。更なる魅力向上を図るためこれまでに、ポップコーン店の開店（令和5年8月）、BBQ場の整備（令和7年11月開始、令和8年5月事業拡大予定）など自主事業拡大やとよはしSTORE（インフォメーションコーナー）の拡充（令和8年1月）などに投資を行い、食と農を中心とした豊橋の魅力を感じられる情報発信、イベント実施などを行っている。	R8.3.12
農業企画課	4-16	110	意見	株式会社道の駅とよはしは一定程度の利益を生み出す企業となってきていることから、出資者として株主への配当を働きかけることが望まれる。	令和5年6月27日、令和6年6月25日、令和7年6月26日の定時株主総会にて「余剰金処分については、配当は行わず中期的に予想される投資に備えることとする」との決定がなされた。	R8.3.12
スポーツ課 （「スポーツのまち」づくり課）	4-16	118	指摘事項	陸上競技場において、「豊橋市財産管理規則」第35条に従い、備品シールの貼付を徹底すべきである。	令和8年2月、指定管理者と調整し、備品シールの貼付ができるものについては、全て貼付を完了した。また、ハンマーやテントなど、備品シールが適当でないものについては、収納場所の付近に備品リストを掲示した。	R8.3.24

令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	報告書ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
美術博物館	1-9	134	意見	<p>駐車場は好立地であり、美術博物館利用者以外であっても500円支払えば長時間駐車が可能であり、一般の駐車場と比較すると割安である。維持管理コストや設備の取替更新費用を含め将来的にも妥当な金額であるか再度検討し、結果について文書で残すことが望ましい。</p>	<p>美術博物館駐車場については「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備事業」において、多目的屋内施設を中心とした豊橋公園内の整備区域に含まれることとなった。同整備事業において駐車場使用料金の妥当性については美術博物館による検討の必要性がなくなったが、工期がおよそ二年延長となることから、現駐車場設備を改善し利便性向上を図る前提で使用料金について検討した。舗装修繕工事に加え雨水対策を施せば高額な費用を予算計上しなければならないため、現状が妥当であるという結論になった。なお、検討した文書は残している。</p>	R8. 3. 31